

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|---|---------------------------------------|---|---|---------|-------|------|-----------------|
| 1005010 | 一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設 | | <p>地方自治法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員を現状のまま政令県に移譲し、任用や給与など地方公務員制度について必要な見直しを行うこととする。 | <p>権限の移譲を受け、市町村合併とも相まって、住民に身近な行政を自己完結的に実施することになる。また、特に、基礎自治体では対応が困難な大型社会基盤の整備、大規模災害対策、警察などの「広域機能」、高度医療や高等教育、先端的試験研究などの「高度専門的な機能」の重要性が高まる。具体的には、産業の国際競争力強化の支援、豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の“ものづくり産業”の支援、社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援、人間のための科学技術の革新、誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出など。</p> <p>提案理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊迫する外交・防衛問題への対応や、持続的な国家経済・社会づくりが求められる中、内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。そのためには、これまで国が行ってきた地域行政に係る役割を果たすことのできる新たな制度「政令県」が必要である。 | | 静岡県 | 静岡県 | 総務省 |
| 1008010 | 地方議会における準議員制度について | | <p>市町村議会において、人口が千～一万人程度の地区から推薦等で選出された、二分の一の議決権・発言権をもつ準議員を議会に参加させてもらいたい。</p> | <p>公職選挙法第15条8では、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」とあります。しかし市町村議会で人口割の地区別小選挙区制を実施している自治体は皆無だと思われ、現実には市町村合併その他の理由により議員出身地区が偏るため、議会に対し公平な民意伝達ができない状況になっています。そのため議員定数と同人数程度になるように、人口が千～一万人程度の地区から各一名選出された、二分の一の議決権・発言権をもつ準議員を議会に参加させるべきです。</p> <p>一時的に費用が発生しますが、準議員の年間報酬は時間給または日当制により、一般議員報酬の2割以下と仮定されるため、議員定数または報酬を2割削減することにより十分賄われ、準議員が機能を果たすことにより、将来的には現議員定数を半分程度まで減らす事も可能であるので、最終的に四割程度の支出削減が見込まれます。</p> <p>準議員の選出方法としては直接選挙後の地区総会において、①地区長兼任②地区長推薦、それでも決まらない場合は、③準選管による間接選挙を行い、地区内で二名以上議員がいる場合は準議員を認めない選出方法により公平性が確保されます。選挙によらない人材が直接議会運営に関われば、それだけ自治体が活性化することになりますので、準議員の議会参加について検討をおねがいいたします。</p> | | 個人 | 青森県 | 総務省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|-------------------------|---------------------------------------|---|--|---------|-------|------|-----------------|
| 1019010 | 私人の公金取扱いの制限の緩和 | | <p>現在、徴収又は収納の事務を委託できる歳入について地方自治法施行令において「使用料」など限定列举されているが、その項目に「高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定されている特定健康診査(以下「特定健康診査」)」、「高齢者の医療の確保に関する法律第125条に基づく健康診査(以下「健康診査」)」及び「健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(以下「健康増進事業」)」に係る「自己負担金」を加えること、又は各法律施行令に「自己負担金」の徴収又は収納の事務を私人に委託できる旨の規定を行うこと。</p> | <p>平成20年度から保険者に実施が義務づけられた特定健康診査を市町村国民健康保険が委託により実施する場合、公金の徴収又は収納を私人に委託することができないことから特定健康診査に係る受診者の「自己負担金」は、受診日前に納付書を用いて受診者から市町村に納入されている。</p> <p>その後、受診機関(医療機関等)から特定健康診査委託料の請求が行われるが、「自己負担金」納入者と受診機関から報告のある受診者に齟齬が生じる場合があり、後日、「自己負担金」の還付や納入の催告の必要性が生じている。</p> <p>私人の公金取扱いの制限を緩和し、受診機関が「自己負担金」の徴収を可能とすることで受診者は、受診日当日に受診機関で「自己負担金」を納めることとなり、事前に納付する手間を省くことができる。更に「自己負担金」納入者と受診者が必ず一致し、還付や請求の必要がなくなるなど収入がより確実に確保され、収入に要する事務的負担が大幅に軽減できる。</p> <p>また、健診機関に業務委託している健康診査又は健康増進事業に係る受診者の「自己負担金」については、職員が健診会場に向き、受診者の「自己負担金」を徴収している。しかしながら本市は14市町村が合併し市域が広いことから、集団健診会場は地区ごとに設置し、年間222回を予定しており、その都度職員が負担金徴収に出務している現状である。私人の公金取扱いの制限を緩和し、受診機関が「自己負担金」の徴収を可能とすることで「自己負担金」の徴収に係る事務的負担が大幅に軽減できる。</p> | | 上越市 | 新潟県 | 総務省 厚生労働省 |
| 1023010 | 地方選挙におけるケーブルテレビを使った政見放送 | | <p>地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。</p> | <p>地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ、立候補者が自ら掲げる政見公約を訴える。</p> <p>提案理由： 地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選ばれる選挙へと転換していきことが求められている。</p> <p>このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。</p> | | 三次市 | 広島県 | 総務省 |
| 1023020 | 地方選挙における永住外国人への選挙権の付与 | | <p>一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。</p> | <p>一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の選挙権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の選挙権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。</p> <p>提案理由： 永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考えられる。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。</p> | | 三次市 | 広島県 | 総務省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|-------------------------|---------------------------------------|--|---|-----------|--------------|------|-----------------|
| 1031010 | セルフスタンドにおける水上バイクへの給油の解禁 | | セルフ式スタンドにおいて、車両以外への給油は認められていないが、原動機付き自転車への給油と比べ給油時の危険性が認められない水上バイクについては、給油を可能とする。 | <p>第14次特区提案において、セルフ式ガソリンスタンドで原動機付き自転車に給油できても車両以外への給油は認められていないことから、水上バイクへ給油できないという問題点を指摘させていただき、水上バイクであっても給油できるように規制改革を求めたところ、最終的に原動機付き自転車は普及しており、1回の給油量が少ないから認めているとの回答をいただきました。</p> <p>そして、給油の可否の判断基準は事故防止、並びに事故が発生した場合の迅速な対応ということが示されました。</p> <p>しかしながら、この給油の可否の判断理由として、原付が普及していること、1回の給油量が少ないということは理由にならないと思います。</p> <p>事故防止、並びに事故が発生した場合の迅速な対応を考え、顧客自ら給油させる機会を極力必要最小限としたいのであれば、免許取得においても危険物に対する知識を要求していないような原動機付き自転車への給油は認めるべきではないと思います。しかし、事故防止、並びに事故が発生した場合の迅速な対応ということを考えても、原動機付き自転車への給油を認めているのですから、水上バイクへの給油も原動機付き自転車への給油に比べ明らかな危険性を指摘できなければ給油を認めるべきです。(少なくとも、船舶免許取得時には、エンジンルーム内の可燃性ガスの排気等、ガソリンに対する知識を必要としています。)</p> <p>賢明な判断をよろしく願っています。</p> | | 個人 | 埼玉県 | 総務省 |
| 1034050 | 移送取扱所の配管等に係る耐圧試験の要件の緩和 | | 移送取扱所の配管等の新設又は変更に当たっては、当該配管等に最大圧力の1.5倍以上の圧力で水を用いて24時間以上試験を行い、漏洩等の異常がないことを確認しなければならない。この方法に関して、水のみではなく、不活性ガスを用いることもできることとともに、試験時間について24時間以上とあるところ、30分以上に緩和することを求める。 | 我が国のコンビナートについては、構造改革特別区域の活用等も通じて、その高コスト構造は徐々に是正されてきているが、未だに障害となる規制は多く、コンビナート関連産業の国際競争力の強化の大きな阻害要因となっている。本提案はその中の一つに関するものである。移送取扱所の配管等の新設又は変更に係る試験については水を用いることとされているが、試験実施後、配管等を実際に使用するに際しては、再度乾燥させなければならぬことに加えて、当該配管等に傷、穴、不具合等があれば、短時間で判明するところ、試験は24時間以上行わなければならない。結果として、現行の試験時間に乾燥までの時間を加えた期間は当該移送取扱所を設置した施設を全体として使用することができなくなっている。このような状況を改善するため本提案を行うものである。これにより、コンビナートの高コスト構造がさらに是正されるとともに、事業者における負担が軽減され、生産の効率化等によるイノベーションを通じたコンビナートの更なる活性化が図られるものと考えられる。 | コンビナート活性化 | (株)三井物産戦略研究所 | 東京都 | 総務省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|--------------------------------|---------------------------------------|--|---|-----------|--------------|------|-----------------|
| 1034060 | 危険物移送配管の地上設置に係る基準の緩和 | | <p>現行制度においては、配管を地上に設置する場合にあっては、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第32条第2号に規定する施設に対しては、35メートル以上の水平距離を有するように配置しなければならない。これを、コンビナート内において企業間連携の一環として施設を相互利用するために新たに配管を設置する場合にあっては、危険物の規制に関する政令第23条を適用させることができることとすることを求める。</p> | <p>コンビナートが所在する地方公共団体にあっては、当該コンビナートの産出額が地域経済に占める割合は高く、その動向は当該地域経済に大きな影響を与えるものである。昨今、石油化学工業の国際競争が激化する中で、コンビナートにおいて操業する事業所には一層の業務の効率化によるコストの削減が求められるところ、過剰となった設備を廃止し、企業、業種を超えた連携、施設の相互利用等の検討、運用が進められている。こうした取組に関し、現行制度は企業間の連携等を想定していないため、その推進には多くの障害となる規制が存在している。特に配管に関しては、企業間連携のために新たに配管を設置する場合、最短距離での効率的な設置が出来ず、保安措置を講じるのに必要な迂回のための配管、そのための用地の確保等が必要となり、事業者にとってかえって大きな負担となっている。加えて、現行制度により求められる保安措置を講じるための用地の確保、費用の捻出が困難な場合、企業間連携を断念せざるを得ないといった事例も見られる。こうした状況を改善し、企業間連携等の促進による我が国コンビナートの高コスト構造の是正、石油化学工業の国際競争力の強化につなげるため、本提案を行うものである。また、本提案が実現されることにより、企業間連携を通じたイノベーションの創出を根子にした地域の産業構造の転換が図られることが期待される。</p> | コンビナート活性化 | (株)三井物産戦略研究所 | 東京都 | 総務省 |
| 1034070 | 危険物導管等の設置に係る高圧ガス施設等との保安距離規制の緩和 | | <p>現行制度においては、危険物導管と高圧ガス施設、高圧ガス導管と危険物施設との間には20メートル以上の保安距離を保つこととされている。これを、コンビナート内において企業間連携の一環として施設を相互利用するために新たに危険物導管等を設置する場合にあっては、危険物の規制に関する政令第23条を適用させることができることとすることを求める。</p> | <p>コンビナートが所在する地方公共団体にあっては、当該コンビナートの産出額が地域経済に占める割合は高く、その動向は当該地域経済に大きな影響を与えるものである。昨今、石油化学工業の国際競争が激化する中で、コンビナートにおいて操業する事業所には一層の業務の効率化によるコストの削減が求められるところ、過剰となった設備を廃止し、企業、業種を超えた連携、施設の相互利用等の検討、運用が進められている。こうした取組に関し、現行制度は企業間の連携等を想定していないため、高圧ガス施設の企業間相互利用のための危険物導管の新設、又は危険物施設の企業間相互利用のための高圧ガス導管の新設を行う場合、保安措置を講じるのに必要な迂回のための配管、そのための用地の確保等が必要となり、事業者にとってかえって大きな負担となっている。加えて、現行制度により求められる保安措置を講じるための用地の確保、費用の捻出が困難な場合、企業間連携を断念せざるを得ないといった事例も見られる。こうした状況を改善し、企業間連携等の促進による我が国コンビナートの高コスト構造の是正、石油化学工業の国際競争力の強化につなげるため、本提案を行うものである。また、本提案が実現されることにより、企業間連携を通じたイノベーションの創出を根子にした地域の産業構造の転換が図られることが期待される。</p> | コンビナート活性化 | (株)三井物産戦略研究所 | 東京都 | 総務省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|---|---------------------------------------|---|---|---------|---|------|----------------------------|
| 1042010 | ドクターカー業務における消防用無線 基地局の病院内での開設と運用につ いて | | ドクターカー業務において、病院内に消防用無線 の基地局を開設し、病院からドクターカーや現場 救急隊員等と直接通信できる体制を整備する。 | <p>昨年度、ドクターカー業務における救急現場での円滑な情報伝達と即時の情報共有を図る目的で、病院での消防無線局の使用について特区提案を行った結果、病院所在地の消防業務を管轄する多治見市長(免許人)の監督下においてその運用が可能との判断を受け、この4月より、消防無線局<移動局2局>の運用を開始した。これにより、ドクターカーと現場救急隊員(消防)との通信環境は大きく改善されたが、新たな課題も浮かんできた。</p> <p>現場の患者がおかれた状況(症状)は多岐多様であり、その状況に適した専門的な医療情報を、いかに早く現場へ提供できるかが求められる。今後、ドクターカー業務をより充実させるためには、病院・ドクターカー・現場救急隊員・消防本部通信指令室を統合するコミュニケーションを確立させ、病院が基点となり、高度な治療戦略を直接的、且つ、即時に現場に反映できる体制<病院による後方支援>の整備が必要である。</p> <p>しかし、病院が無線通信を行うためには、基地局(固定局)である必要があり、現在運用中の移動局ではこうした使用法は認めず、また消防機関でなければ基地局は設置できない。</p> <p>現在は簡易無線局や携帯電話を代用しているが、間接的伝達となるため、現場とは円滑な情報共有が行えず、逐次更新する追加情報の提供は困難。より専門性の高い医療情報をドクターカーを経由して伝達する場合、医師本人が運転手であるケースがほとんどであるので、その都度停車して無線操作を行わなければならない、ドクターカーの現場到着が遅れてしまう。</p> <p>こうした課題を克服するため、病院内に消防無線の基地局を開設し、その運用について許可願いたい。</p> | | 岐阜県立多治見病院 | 岐阜県 | 総務省 |
| 1047010 | 地域を限定し、観光外国人を対象とし たカジノ設置及び関連法の制定 | | 西九州地域におけるハウステンボス場内で観 光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地 域再生・地域振興の戦略モデルを構築するた め、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求める もの。 具体的内容として、刑法185、186条の規定 による違法性を阻却するため、同35条の「法令 又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠 に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を 実現しようとするものである。 今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだ けでなく、より具体的なものにするため法案及び 事業スキームを添付し提案を行う。 | <p>福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環大村湾の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。</p> <p>提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為に、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまで大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできないとし検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあつてのことから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。</p> | | 佐世保市 長崎市 諫早市 大村市 西海市 嬉野市 武雄市 佐世保商工会議所 西九州統合型リゾート 研究会 | 長崎県 | 警察庁 総務省 法務省 国土交通省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|---|---------|--------------------------------|------|-----------------|
| 1052010 | 救急救命士による血糖測定と低血糖 発作症例へのブドウ糖溶液の投与 | | 意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカル コントロール下において救急救命士による簡易 血糖測定器による血糖値測定と、低血糖発作が 確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。 | <p>糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで増加し、さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。この糖尿病患者数の増加と相まって、低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。</p> <p>重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が重要となります。この鑑別には血糖測定が有効ですが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、強く低血糖発作が疑われる患者であっても、救急隊は脳血管障害にも対応可能な3次医療施設への搬送を余儀なくされます。</p> <p>簡易血糖測定器の取扱いは容易であり、患者本人だけでなく医学知識の全くない患者家族でさえも外来での短時間の練習で施行可能です。ある程度の医学知識を備えた救急救命士が施行することに何ら支障はないと考えます。さらに血糖測定は低血糖発作の鑑別だけでなく、適正な医療機関の選択にも大変有効です。また、低血糖発作症例に対しては静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一早い回復に大変有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に糖尿病の病態生理・低血糖症状の鑑別方法・血糖測定器の使用実習・ブドウ糖液の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCIにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>今後とも増加が予想される低血糖発作患者への救急救命士の血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下に認めていただきたいと思っております。</p> | | 印旛地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会 | 千葉県 | 総務省 厚生労働省 |
| 1052020 | 救急救命士による重症喘息患者に対 する吸入β刺激薬使用 | | 喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカ ルコントロール下において、処方されている吸入 β刺激薬を救急救命士が使用し、病院前におけ る喘息死を防ぐことに寄与する。 | <p>本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。</p> <p>現在、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみとなっております。重症喘息発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい気などで患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。</p> <p>そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の本人使用を救急救命士が代行することを提案いたします。</p> <p>現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、救急救命士には使用できないのが現状です。救急現場に患者本人のみで重症喘息発作時には、患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力はもはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救護において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によって死にいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。</p> <p>当MCでは、救急救命士に気管支喘息の病態生理・重症喘息発作の鑑別方法・β刺激薬の作用と副作用・吸入器の使用方法など独自のカリキュラムを組み、救急救命士の医学知識と医療技術を担保し、MCIにて認定を行った上での施行を考えております。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていること、医師の直接の指示下である直接メディカルコントロール下であることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思っております。</p> | | 印旛地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会 | 千葉県 | 総務省 厚生労働省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|---|---------------------------------------|---|---|---------|--------------------------------|------|-----------------|
| 1052030 | 救急救命士による心肺機能停止前の 静脈路確保と輸液について | | 出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している 傷病者に対し、直接メディカルコントロール下 において救急救命士による静脈路確保、輸液処置 により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。 | <p>現在の救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されていますが、交通事故等の外傷傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対して心肺機能停止前に静脈路確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救急救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われてゆく傷病者を見守るしかなく、心停止を待つてようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなにもでもありません。</p> <p>実際、ドクターヘリで出勤し現場で輸液のみの医療行為を施行した28例の検討では、現場の平均血圧68.3±17.4mmHgが到着時には99.5±29.3mmHgへ回復しており、統計学的に有意差を持って循環動態の改善に輸液の効果が実証されました。さらに現場で循環動態が不安定であった32例の検討では、現場でその全例に輸液を行い、さらに9例に気管挿管と5例に胸腔穿刺を施行することで、予測生存率が現場の0.56±0.38から到着時には0.65±0.38に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示唆されました。</p> <p>そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液を提案いたします。</p> <p>傷病者が出血性ショックの状態から心停止に陥る前に、救急救命士により静脈路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。</p> <p>適切な地域メディカルコントロール体制が完備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で施行する際は医師の直接の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思います。</p> | | 印旛地域救急業務メ ディカルコントロール協 議会 | 千葉県 | 総務省 厚生労働省 |
| 1056010 | 地方公共団体の議員および長の選 挙権年齢を、当該地方公共団体の条 例で公職選挙法を下回る年齢に規定 できる。 | | <p>公職選挙法第九条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十八条に次の一項を追加する。</p> <p>地方公共団体は、前項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> | <p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上になると約269万人、16歳以上になるとさらに約252万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。</p> <p>②2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を18歳にするとともに、2010年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢引き下げなど「必要な法制上の措置を講ずる」としている。</p> <p>③世界189ヶ国・地域のうち166ヶ国・地域(87.8%)が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国は日本と韓国(19歳)以外が18歳である。ドイツなどでは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で16歳以上に地方選挙権を保障している。</p> <p>④住民投票条例の投票年齢要件を18歳以上・15歳以上・12歳以上など未成年者に保障する地方公共団体が2005年現在で144市町村まで増加した。</p> <p>⑤2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p> | | 特定非営利活動法人 Rights(ライツ) | 東京都 | 総務省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|---|---------------------------------------|---|---|------------|-----------------------|------|-----------------|
| 1056020 | 地方公共団体の議員および長の被選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。 | | <p>公職選挙法第十条第一項に次の一号を追加する。 地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> <p>地方自治法第十九条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、前三項に規定する議会の議員及び長の被選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。</p> | <p>①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳(30歳)から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上になると約731万人、18歳以上になるとさらに約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりと地方政治の活性化につながる。また、たとえ立候補しても議員や長に就くかどうかは厳密に民意の選択に委ねられている。</p> <p>②世界191ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域(57.6%)が21歳で被選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが18歳で、ドイツでは10代の国会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。</p> <p>③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題になる。</p> | | 特定非営利活動法人 Rights(ライツ) | 東京都 | 総務省 |
| 1056030 | 市町村の議員の選挙区を、当該市町村の条例で地域別ではなく有権者の世代別に規定できる。 | | <p>公職選挙法第十五条に次の一項を追加する。 市町村は、その議会の議員の選挙につき、第六項に規定する選挙区を設けるときは、それを当該市町村の条例で世代別とすることができる。</p> | <p>少子高齢・人口減少社会を迎えるなか、各世代の意見を投票率に高低に関係なく人口に応じて反映させることで、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の独自性を活かしたまちづくりにつながる。</p> | | 特定非営利活動法人 Rights(ライツ) | 東京都 | 総務省 |
| 1059020 | ・NPO法人が整備するソーラ事業への整備補助金と売電価格適用の緩和。 (「2MW発電所」と「公共施設」と「一般家庭・戸建住宅」設置のソーラ事業) | | <p>・NPO法人が、公共施設の屋根へソーラパネルを設置する事業を可能とする。</p> | <p>NPO法人が「ソーラ発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電等の事業」をすることで、市財政と住民への負担を掛けずに地域での太陽光発電の普及と雇用を図る。 【提案理由】 ・高知県は日照条件の良さから、ソーラ発電量が全国一であり、「南斜面に面した当該敷地に、2MWのメガソーラ発電所の整備・運営」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無料設置による売電とグリーン電力認証の事業」によって地域でのソーラタウンモデル事業が可能な立地条件を備えている。 ・ソーラ発電促進を目的としたNPO法人の事業であることより、整備補助金や売電料金の適用を公共や一般家庭への優遇措置を適用する事で、事業の安定化が図れる。 ・事業間利益を活用して電気自動車を導入することで、公用車や郵政へのカーシェアリング事業もモデル的に実施。 【措置】 ・公共施設(学校、庁舎等)の屋根へのソーラパネル設置規制の緩和。</p> | 地域活性化モデル事業 | (株)ドゥブラコン | 高知県 | 総務省 文部科学省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|---------------|---------------------------------------|---|--|---------|-------|------|-----------------|
| 1068010 | ワークシェアリング推進特区 | | ワークシェアリングの推進と、非正規任用職員の身分及び処遇の安定、さらに公務労働の生産性向上に資するため、草加市においては、地方公務員法第24条6項の規定に基づき条例で定める職員の勤務時間等の条項を弾力化し、短時間、短日数勤務職員についても、条例で別に定める範囲及び条件に基づいて、任期の定めのない職員として任用し、あわせて、当該職員が地方公務員等共済組合に加入できる道を用意したい。 | 地方公務員法第24条は、勤務時間等は条例で定めるとし、自治体の自主性を重んじているが、同時に、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとしていることなどから、草加市を含む全国自治体で、労働基準法に定める1週当たり労働時間の上限を基本として、職員の勤務時間及び勤務日を画一的に定めている。地方公務員法の改正により、この条件を満たさない短時間勤務職員の任用が可能となったが、任用期間が3～5年とされているなどのため、身分上の安定性を欠き、活用を広げにくい。9次提案(平成18年6月)において、兵庫県より任期付短時間勤務職員の任期の撤廃についての提案がなされたが、総務省からの回答は、任期の撤廃は不適當であるとのことであった。それから3年が経過し、その間に厚生労働省でも多様な就業型ワークシェアリングの導入を進めており、その代表的制度として短時間勤務職員(短時間正社員)を挙げるなど、官民を挙げてワーク・ライフ・バランスの様々な取組が進められてきた。業務の特性に対応した効率的な運営を図る上でも、短時間勤務者の雇用(任用)の安定化が不可欠である。そこで、条例で定める範囲及び条件のもとで、短時間、短日数の勤務に従事する職員を、任期を定めずに任用できるものとした。あわせて、現行制度上、常勤職員及び非常勤職員に準ずる者で政令に定める者のみ加入できるとされている地方公務員等共済組合に、当該職員が加入できるようにしたい。もとより、任用に際しては競争試験を行い、給与は、職務給原則により対処する。自治体の先導的取組により、民間事業所への波及も期待できると考えられる。 | | 草加市 | 埼玉県 | 総務省 |
| 1068020 | ポイントカード収納特区 | | 市内商業者が実施する市内共通ポイントカードのポイントを、納税や各種行政サービスに使用できるようにしたい。 | 草加市を取り巻く商業環境は、全国的な消費の低迷に加えて、周辺地域への大型商業施設の相次ぐ進出により、きわめて厳しい状況に置かれている。 そこで、全市民的な商店の会である草加市商店連合事業協同組合では、市内商業の活性化を図るため、「市内共通ポイントカード」事業の実施に向けて準備を進めている。当該事業は、「エコポイント」の付与による環境への配慮促進や「ボランティアポイント」の付与による地域貢献活動への参画啓発等を包括しており、草加市としては、ポイントを納税や各種行政サービスに使用できるようにすることでカードの利便性を高め、普及に貢献したいと考えている。また、納付方法が増えることによる納税促進効果も期待できる。 しかし、ポイントカードによる収納を実施している各地の自治体の例を見ると、地方自治法第231条の2第3項ならびに同法施行令第156条の規定により、市民がポイントカードを窓口へ持参する都度小切手を発行し、ポイントと小切手を交換して収納するという手法を強いられている。この収納方法では多くの件数を処理することが困難であり、毎日相当数のポイントカードの持ち込みが予想される草加市にはなじまない。 そこで、市民が所定のポイントに達したポイントカード(=満点カード)を窓口へ持参した際、満点カードを現金と同等とみなすことが可能であれば、現行法のもとで収納が可能であると考えられる。なお、満点カードの収納については、草加市商店連合事業協同組合と換金に関する契約を締結し、市で収納した満点カードの速やかな換金を担保することを条件に実施したいと考えている。 | | 草加市 | 埼玉県 | 総務省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項管理番号 | 要望事項(事項名) | 拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 |
|----------|-------------------------------|---------------------------|---|--|---------|---------------------------|------|-------------|
| 1068030 | 永住外国籍市民に地方参政権を付与 | | 永住外国籍市民に対して、草加市長選挙、草加市議会議員選挙の選挙権を付与する。対象は、草加市に引き続き1年以上住所を有する年齢満20歳以上の者で外国人登録をし、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者 | 今国会で住民基本台帳法の一部改正案が提出され、当市が5年前に2度にわたって提案した「外国人住民の住民票記載」が実現する見込みとなっている。意義ある前進であり、そこからさらに、一定の資格要件を満たす外国籍市民に、地方参政権(選挙権)を付与する取り組みへと進みたい。 当市は、「共生」を基本理念としたまちづくりを進めており、その中で、外国籍市民との共生に向けた様々な活動も、市民主体で展開されている。住民としての登録を行い、納税していただいている永住外国籍市民は、地域の一員であり、当然、市政にも参加していただくべきと考えている。これは、市議会の総意として議決されている。 本件は、今回で6度目の提案となるが、地域を限定した『特区』であることを考慮いただき、国会審議の膠着状態を打開するモデルケースとして実施させていただければ、特区としての意義も有効に果たせるものと考えている。国会での審議の中に当市の提案が反映されるよう、ご対応いただきたい。 | | 草加市 | 埼玉県 | 総務省 |
| 1073020 | 外国人の日本における経済活動拡大 | | <ul style="list-style-type: none"> 外国人の住所変更・各種申請の簡易化 外国人の地方自治体参政権の付与 外国人の経済活動の柔軟化 留学生の就職活動の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ■提案理由)アジアの窓口である福岡地区での、外国人が働きやすく、移住しやすい環境を整えることで、経済活動の活性化を目指す。 ■内容)外国人の住所変更・各種手続きを日本人同様に出来るよう、各出張所に入国管理局審判担当を常駐させ簡易化を図る。また、在留条件を満たす外国人を経済人と認め、地方自治体参政権を与える。日本国で就学し学位を得た外国人に関しては、日本人同様、起業し経済活動発展に貢献できるよう、認める。 また、現在規定されている留学生の就職活動についても昨今の採用環境等も鑑み上限の180日を超える期間の設定する。 ■効果)アジアでの国境ボーダーレスの模範になる。外国人の生活環境を整え、各種手続きを簡易化することで、各現場での外国人の活躍の場が広がる。 | | 株式会社パソナグループ シャドーキャビネット | 東京都 | 総務省 法務省 |
| 1083010 | 放送行政を担う独立行政委員会の設置。 | | 放送行政を担う独立行政委員会を設置し、放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等を、独立行政委員会で行うものとする。 | 放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等は、表現の自由に密接に関わるものである。よって、放送コンテンツに関する規制、処分及び指導等は、政治的中立性及び独立性が特に求められるといえるので、これを独立行政委員会にて行うこととすべきである。 | | 個人 | 神奈川県 | 総務省 |
| 1083020 | 放送参入に関する、外資規制の撤廃とオークション方式の導入。 | | 地上波放送を含め、放送分野への外資参入規制を撤廃するものとする。放送に関する免許審査における比較審査方式を、オークション方式に移行するものとする。 | 有線放送等による放送そのものの多様化と、インターネット等によるメディアの多様化により、地上波テレビを始めとした放送は、従来のような特別な影響力を失っている。しかし、現在の放送業界は参入規制により競争が完全には促進されておらず、視聴者が求める情報を放送で提供できていなかったり、放送局の経営の効率化が遅れていたりする。特別な影響力が薄いのであれば、外資規制を撤廃して参入の自由度を高め、競争を促進することによって経済を発展させるべきである。また、外資規制の撤廃と合わせて免許審査をオークション方式にすることにより、一番効率的に電波を利用できる事業者を市場の中で選ぶべきである。 | | 個人 | 神奈川県 | 総務省 |

04 総務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

| 提案事項 管理番号 | 要望事項 (事項名) | 拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | プロジェクト名 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関 係府省庁 |
|--------------|----------------|---------------------------------------|---|--|---------|-------|------|-----------------|
| 1083030 | 番組調和原則の撤廃 | | 番組調和原則を撤廃するものとする。 | 有線放送等による放送そのものの多様化と、インターネット等によるメディアの多様化により、地上波テレビを始めとした放送は、従来のような特別な影響力を失っている。しかし、現在の地上波放送業界は番組調和原則により、視聴者が求める情報を放送で提供できていなかったり、各局の放送内容の差が小さくなったりしている。特別な影響力が薄いのであれば、番組調和原則を撤廃して放送局の表現の自由を尊重し、放送局に市場の中で視聴者のニーズに合わせた放送を提供させることによって放送の発展を促進するべきである。 | | 個人 | 神奈川県 | 総務省 |
| 1084010 | 「未成年者選挙権制度」の導入 | | 未成年者にも選挙権を認める。なお未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする。 | 少子化が益々深刻化する現在、国・地方自治体において様々な対策が講じられているが、抜本的には、将来子供を生き育てていく若年層の声が政治に反映されにくい現在の選挙の状況を改善していく必要があると考える。たとえば、第44回衆議院選挙(2005年9月)における投票者の中位年齢は53.5歳であり、今後、少子化の進展に伴って、中位年齢はさらに高齢化することが予想される。このような若年層の声が政治に反映されにくいという構造的問題は、若者の投票率を上げるよう呼びかける程度では解決不可能な問題である。こうした問題を解決するため、公職選挙法を改正して、①未成年者に選挙権を認める②未成年者の選挙権は親権者が行使するものとする、という未成年者選挙権制度を提案する。これにより、未成年者も他の世代と同様に「自分達の世代に向けた政策を要求する力」がもたらされる。それにより子どもにやさしい政策、子どもを持つ親にやさしい政策が期待でき、ひいては抜本的な少子化対策となる。実際の選挙においては特に幼年の未成年者は適切な投票ができないと思われるので、未成年者の投票権は一律、親権者が行使するものとする。 | | 個人 | 神奈川県 | 総務省 |